

平成23年度
三郷市環境審議会

第2回 会議録

三郷市 環境経済部 クリーンライフ課

平成23年11月30日（水）13時00分から14時30分
三郷市役所 全員協議会室（6階）

○出席者（敬称略）

※網掛けは、欠席者

NO	職名等	所属名又は職種	氏名
1	学識経験を有する者	三郷吉川松伏地区獣医師会長	さとう つよし 佐藤 剛
2	〃	東京大学大学院教授	ほりた まさひで 堀田 昌英
3	〃	日本工業大学准教授	いいくら みちお 飯倉 道雄
4	商工団体に属する者	三郷市商工会	いしかわ こういち 石川 孝一
5	〃	三郷ライオンズクラブ	すがの ふみお 菅野 文夫
6	〃	三郷市環境保全協力会	おおた よしこ 太田 美子
7	農業団体に属する者	さいかつ農業協同組合理事	なりがわ ひろし 成川 弘
8	〃	三郷市農業委員会	やぐち いさお 谷口 勲
9	市 民	三郷の川をきれいにする会	すずき こずえ 鈴木 こずえ
10	〃	高州・東町地区町会長連合会	つるおか かつよし 鶴岡 勝義
11	〃	一般公募	えのもと きだお 榎本 貞夫
12	〃	〃	たぐち のぼる 田口 登
13	関係行政機関の職員	埼玉県越谷環境管理事務所長	みずい ひろじ 水 井 廣 二
14	〃	埼玉県越谷保健所副所長	おおつか ひろひこ 大塚 宏彦
15	〃	埼玉県吉川警察署生活安全課長	ほりうち きよみ 堀内 清美

【事務局】

関口環境経済部長、戸張環境経済部理事兼副部長、関根環境経済部参事兼
クリーンライフ課長、佐々木環境政策室長、大橋クリーンライフ課長補佐、
矢口環境保全係長、杉橋清掃美化係長、野村環境政策室主任

【傍聴者の人数】

1人

1 委嘱式開会／委嘱書の交付

事務局 ただ今から三郷市環境審議会委嘱式を開催させていただきます。

木津市長 委嘱書交付
佐藤 剛氏 ～ 堀内 清美氏へ委嘱書を交付

【期間】平成23年11月1日から平成25年10月31日まで

2 市長あいさつ／委嘱式閉会

事務局 三郷市長 木津雅晟からごあいさつを申し上げます。

木津市長 あいさつ（省略）

事務局 欠席委員の報告、市長退席の報告

【欠席委員】 飯倉 道雄 様
太田 美子 様
鈴木 こずえ 様
大塚 宏彦 様
堀内 清美 様

以上を持ちまして三郷市環境審議会委嘱式を閉会いたします。

3 審議会開会／委員自己紹介／事務局職員紹介

事務局 それでは、委嘱式に続きまして環境審議会を開催いたします。
審議を始める前に、各委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと思います。

- ・ 座席順に自己紹介
- ・ 事務局職員紹介
- ・ 資料の確認

4 会長（座長）・副会長の選出

事務局 改選後初めての審議会ですので会長・副会長の選出を行いたい
と思います。会長・副会長が決定するまで、環境経済部長に座長を
務めていただきたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

事務局 それでは座長を部長のほうで行いますので、よろしくお願いま
す。

関口部長 皆様にご了解をいただきましたので暫時、座長を努めさせていた
だきます。

まず、会長・副会長の選出でございますが、選出方法につきましては、三郷市環境基本条例第31条の規定によりまして委員の皆様
による互選となっております。

選出方法につきまして、皆様の方から何かご意見がございましたら伺いたいと思います。

榎本委員 新任の委員も多いので、誠に申し訳ありませんが、審議会経験が
ある前会長・佐藤委員と副会長・太田委員に引き続きお願いできれば
と思うのですがいかがでしょうか。

関口部長 ただいま榎本委員より、引き続き前会長・佐藤委員と前副会長・

太田委員にされてはどうかとご推薦がありましたが他にご意見ございますでしょうか。

委員一同 異議なし

関口部長 それでは異議なしとのことですので会長に佐藤委員、副会長に太田委員ということで決定させていただきます。

それでは、座長の職を解任とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局 補足をさせていただきます。本日、所用のため欠席しております太田委員ですが、会長・副会長の選任は事務局に一任をいただいておりますことをご報告いたします。

5 会長あいさつ

事務局 それでは、選任されました会長・副会長を代表いたしまして、佐藤会長から一言ごあいさつを頂戴したいと思います。

佐藤会長 あいさつ（省略）

事務局 ありがとうございました。
ここで、この後の審議につきまして、佐藤会長と打合せをしたいと思いますので、暫時休憩といたします。よろしくお願ひします。

暫時休憩

6 審議

事務局 それでは再開させていただきます。
新任委員もいらっしゃいますので、審議に入る前に環境審議会について説明をさせていただきます。

三郷市環境基本条例（抜粋）をご参照ください。環境審議会に

つきましては、第27条から第35条に規定されていますので、該当部分を読み上げさせていただきます。

(読み上げ部分、省略)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

それではこれから議題に基づき、審議をお願いいたします。

本日の審議内容は発言者名・発言内容とともに、会議録として作成され、市政情報コーナーやホームページ等で公開しますので、委員各位のご理解とご了承をお願いいたします。

なお、審議事項に個人が特定できる場合などは、表現に工夫をする場合があることをお断りいたします。

三郷市環境基本条例第32条に基づきまして、当審議会の議長を会長が務めることとなっておりますので、佐藤会長よろしくお願いいたします。

佐藤会長 それでは、審議に入りたいと思います。進行がスムーズに行かないことがあるかと思いますが、皆さんどうかよろしくお願いいたします。

本日の欠席者は5名ですので、過半数に達しており審議会は成立とします。

審議に入ります前に、審議会は原則的に会議を公開で行うこととなっておりますので、傍聴者の申込み状況について、事務局から報告を求めます。

事務局 本日の傍聴者は1名です。

佐藤会長 それでは傍聴者が1名いらっしゃいましたので、非公開議案についての審査をいたします。

本日の議案はお手元の次第にありますように2件あります。まず事務局から非公開の扱いについて説明をお願いします。

事務局 審議会の会議は原則公開となっております。ただし会長が三郷市情報公開条例第7条1号から第8号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項、また会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる事項と判断した場合は非公

開とすることができるとしております。

事務局といたしましては、本日の議案について、すべて公開で問題ないと考えております。

佐藤会長 ただいま事務局から説明がありましたが、各位ご意見はありませんでしょうか。

ないようでしたら事務局案のとおり、本日の議案はすべて公開といたします。

傍聴される方へご注意を申し上げます。

先ほど事務局からお配りしました傍聴をされる方へのお願いをお読みいただき、これを遵守してください。遵守されない場合は退場していただく事もありますのでご注意ください。

それでは審議に入りたいと思います。

議題（１）三郷市墓地等の経営の許可等に関する条例の改正（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、三郷市墓地等の経営の許可等に関する条例の改正（案）について、ご説明を申し上げたいと思います。

使用いたします資料につきましては、資料１、資料１別紙、参考資料１でございます。資料１別紙の新旧対照表を参照してお聞きいただければ、ご理解がしやすいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この条例改正（案）ですが、明日から開催されます１２月議会に上程する予定になっております。

それでは、説明に入ります。

（説明部分、省略）

佐藤会長 ありがとうございました。

資料が多く分かりづらい点もありましたが、ただ今の事務局の説明に対し質問がありましたらお願いします。

資料１別紙でアンダーラインが引かれている部分が条例の改正（案）箇所です。三郷市だけではなく近隣市の条例等も参考に、このような文面になっているのだと思いますが、事務局の方で何か補足の説明等ありますか。

事務局 補足でご説明をいたします。参考資料ということで新聞記事を添付させていただいております。春日部・松戸と2市の事例を載せておりますが、周辺で暴力団関係者によって墓地に関する違反行為が発生いたしました。

現在の三郷市の条例では、駐車場の設置場所として、墓地の敷地内に駐車場を設置することを前提に条例を制定しておりましたが、窓口へ相談に来られる方の中に、墓地の敷地外でも駐車場を設置して良いのでは…という解釈をされる方がおりました。

理由として条例には、同一敷地という文言で示されていないとおっしゃいます。そのことで議論するのは、あまり好ましくないので、はっきりと【同一敷地内に駐車場を設置する】という明確な文言で示し、つけ加えるといった改正（案）になっています。

駐車場要件が外れると、あちこちに墓地が出来てしまいます。春日部・松戸のような事例もありますので、この部分に関しては厳格に運用していかなければいけないという考えがあるので、このような概要になっております。

佐藤会長 ありがとうございます。理解しやすい説明だったと思います。ただいまの議案について再度みなさまからご質問がありましたらお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

石川委員 この改正（案）の同一敷地とは、どのような解釈をしたらいいのでしょうか。

事務局 墓地を作るときは、緑地や付帯設備などの配置をあらかじめ決める訳ですけど、その決めた敷地内に必要な駐車場用地を確保してくださいということです。条例で自動車駐車台数は墓石の数×10%と定められており例えば、1000基の区画があったとすると100台分の駐車場スペースを作ることになり、それを墓地の同一敷地内につくりなさいという主旨の内容になっています。

別の解釈をする方というのは、この駐車場を敷地外に設置して墓石の区画を更に増設することが出来るという訳です。数としても際限ない話になりますが、駐車場も墓地の施設として整備してもらいたいという内容でございます。

佐藤会長 ありがとうございます。おそらく今の説明によりますと、敷地内

に墓地だけがあり、駐車場が他に設置されている、あるいは駐車場がないということになりますと、近隣住民から駐車違反の問題で苦情が出てくるだろうと思います。同一敷地内ならば、そういった問題がクリア出来るであろうといった考えであると思います。

石川委員 墓地と道路をはさんで駐車場がある場合は認められないという解釈でしょうか。

事務局 墓地として開発する部分がどのような敷地の形であるかということです。原則として一体としてみなされる形の敷地となります。

佐藤会長 よろしいでしょうか。

田口委員 これは新たに墓地をつくる場合の条例ですか。
例えば、既存のお寺があつて敷地内に余地なく墓石が建っていて他の場所に駐車場を借りるといったのは別の話ですか。

事務局 これは新規の場合を指しております。

堀田委員 細かいことで恐縮なのですが、参考資料1の中にあります別表4第12条関係の表に関してお聞きします。

拡張したときの基準が示されている訳ですが、別表第4の墓地の区域および施設基準の第5項目になりますが、拡張部分の墳墓区画数に0.05を乗じて得た数以上とあります。

今回の改正案では、この項目以外についてはすべて1台当たりの広さを規定している訳ですけど、この部分については拡張部分の0.05の新たな駐車場の広さについては1台辺りの面積を規定していないのですが、これについてはいかがなのでしょう。

佐藤会長 事務局から、ご説明お願いします。

事務局 ただ今、ご指摘いただいた部分ですが、別表4の4ページになります。

施設の変更ということで、変更する場合については10%ではなく5%ということに差を設けている訳です。新規の場合1台あたりの面積も細かく決めているのに何故…と整合性がとれていないとい

うご指摘なのだと思うのですが、まずはこの新規の部分について議論的になっていきますので、先行してその部分について改正していきたいと考えております。

佐藤会長 ありがとうございます。他に質問はないでしょうか。

成川委員 駐車場の敷地は墓地を運営する者が所有する必要があるのでしょうか。それとも借地でも構わないのですか。

事務局 墓埋法という墓地等、埋葬に関する法律の中で、墓地の経営については、宗教法人あるいは公の主体でなければならず、民間企業が経営することは出来ません。理由として倒産したりした場合に、墓地の経営自体があやふやになるということがあります。

また当然、所有権も宗教法人が登記上所有していないといけないと条例で決められています。民間企業あるいは転売される対象となると、ユーザーから受け取った永代使用料など経営があやふやになる可能性があり決して許されないこととなっております。

成川委員 墓地は墓地のみで区画を売り出して、駐車場は別といったように2つに分けて、駐車場は借地や場合によっては駐車場を無くしてしまう…そのようなことは考えられないのでしょうか。

佐藤会長 事務局お願いします。

事務局 そういったことになると、お彼岸・お盆などでお参りに来るかたの車が集中します。駐車場の管理が曖昧になっていくと墓地周辺地域に混乱をきたすなどが考えられますので、やはり駐車場は墓地の一部だということでご理解いただければと思います。

成川委員 借地は認めないということですね。

事務局 はい、認めません。

佐藤会長 他に質問はございますか。
ないようでしたら次に移りたいと思いますがいかがでしょうか。
質問がないようですので、この（１）につきましては終了したい

と思います。

それでは議題（２）三郷市環境基本計画等進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 三郷市環境基本計画後期基本計画策定・一般廃棄物処理基本計画及び地球温暖化対策実行計画事務事業編の実施についてご説明をさせていただきます。

資料がございませんので、口頭での説明とさせていただきます。

以前からの委員の方はご存知かと思いますが、三郷市環境基本計画につきましては、履行期間が平成22年9月から本年3月ということで業務委託契約を締結しておりました。3月で業務終了が出来なかった為、平成23年度事業として継続する予定でしたが、委託業者が東京地裁に破産申し立てをしまして破産手続きが開始されました。清算で事実上、計画業務策定が困難となりましたので契約を解除いたしました。

当市といたしましては、債権申し立てを9月下旬にし、東京地裁の債権者会議で配当なしということになりましたので今回、計画策定のやり直しということになりました。

昨日、環境基本計画と地球温暖化対策実行計画の入札が実施され、前回、策定委託をいたしましたサンコーコンサルタントが落札いたしました。来年の12月を納期に、これから計画を策定していくということになります。一般廃棄物処理基本計画につきましても、11月に契約をいたしまして三郷市のゴミ処理、生活排水処理の計画を立てるために、平成25年3月を納期に計画策定を実施するという予定でございます。

委員の皆様につきましては、計画策定の進捗状況に応じましてご報告等させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

佐藤会長 ありがとうございます。

前年度、委託していた会社が倒産ということになりまして、新たな会社に委託してやり直しということでお話をいただきました。

口頭での説明でしたが、新任委員のかたはご理解しづらいと思いますので、ご質問がありましたらお願いします。

事務局のほうから何か進捗状況等々、追加事項の説明はございますか。

事務局 分かりづらい説明になってしまったかと思いますが、お手元にご
ざいます参考資料2で補足いたします。

こちらの中で「環境政策室」の部分をご覧ください。環境政策室
の行うべき事務・仕事の内容が箇条書きで示されています。(2)環
境基本計画に関する(3)審議会に関する(5)生活排水処
理計画に関する(6)廃棄物処理計画に関するなど各々、計
画ものについて環境政策室で所掌しております。

裏面をご覧ください。環境政策室の業務として、書面にあります
ような計画等々の策定を進めていたのですが、先程お話しした
通り委託をしていた会社が諸事情により倒産いたしまして、仕切り
直しをさせていただくという事でご理解いただければと思います。

佐藤会長 ありがとうございます。これからまた計画等々あると思いますが、
また審議会に上程されて皆さまに審議いただく形になろうかと思
います。

もしご意見がないようでしたら、審議を終了したいと思うので
す。いかがでしょうか。

水井委員 ただ今、関根課長から説明がありました部分で訂正していただき
たい箇所がありますのでお願いします。

(訂正箇所の報告)

佐藤会長 水井委員から資料の訂正のご指摘をいただきました。資料の訂正
をお願いいたします。

他に何かお気づきの点はございませんでしょうか。

それでは、質問がないようなので以上を持ちまして審議を終了し
たいと思います。

7 報告

佐藤会長 引き続き、報告事項ということで事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1、三郷市庁舎太陽光等発電設備設置事業について

報告 2、放射能への対応について

その他、三郷市ペット霊園の設置に関する条例について

(説明部分、省略)

【質疑応答】

Q 毎年、春のクリーン作戦などで出るU字溝のヘドロ等は今後どのような対応を行う予定ですか。

A 来年度の市内一斉清掃での収集の件を、ご心配されているのかと思いますが、報道もされています通り比較的、U字溝・側溝に高濃度の放射線物質が溜まりやすいということで、三郷市だけではなく全国規模でこのようなことが問題になってくるかと思えます。現時点では明確な内容は決定していませんが、細則や基準を国で協議中とのことですので、市内一斉清掃の時期までには何らかの措置ができるものと見解しております。

Q 表土を削りとした土の置き場所は東埼玉資源環境組合ですか。

A 保育園で園庭が狭いところは、当市の最終処分場へ一時仮置きをしています。

Q 刈り草等の搬入について現在どのような対応ですか。

A 通常ならば、東埼玉資源環境組合の堆肥化施設へ搬入になりますが、放射能濃度が高いために現在は一時的に受入れを停止しています。

また家庭ゴミと一緒に、せん定枝・刈り草等を出され、そのまま焼却炉で燃やすと、焼却灰の放射能レベルが高くなってしまいます。現在、焼却灰は施設内に保管しているという状況です。焼却灰で施設内がいっぱいになりますと、処理施設としての機能を失い町中にゴミがあふれてしまうという状況に陥る恐れがあります。

一般家庭につきましても、そのことをご理解の上、せん定枝・刈り草・枯葉を燃えるゴミに混ぜないようにご協力を願いたいと思います。

佐藤会長 他に質問がないようでしたら、以上で報告を終了いたします。

本日、予定しておりました審議・報告はすべて終了いたしましたので、議長の職をおろさせていただきます。

皆様のご協力よりまして、議事がスムーズにできましたことを

感謝申し上げます。

事務局 ありがとうございました。今後、定期的に三郷市環境審議会が開催がございますので、引き続き皆様のご協力をお願い申し上げます。
それでは閉会にあたりまして、佐藤会長からごあいさつをお願いします。

8 閉会

佐藤会長 大変な責任の重さを痛感しております。皆さんの活発な議論を聴き、また、皆さんの協力がなければ、三郷市の発展もないものと思います。今日は初めての会議という中で、審議いただきありがとうございました。
これをもちまして、閉会の言葉といたします。